

## 升学 進路



### 高中特別入学考試制度

#### 帰国者第三・四代应该知道的高中特別入学考試制度

～什么是特別措施？特別入学名額是什么意思？需要什么資格？～

帰国者 3・4 世が知っておくべき高校特別入試制度

～特別措置とは？特別入学枠とは？その資格要件は？～

本刊物每年都会为中国帰国者、外国人中学生及其家长报道有关高中升学说明会的信息、奖学金等的信息。在本期中，我们为大家介绍中国帰国者第三・四代参加都道府县高中入学考試时应该提前知道的特別入学考試的现状以及注意要点。有关各个年度的入学考試信息，可以在本中心的网站※上看到。下面就根据 2018 年度的调查结果，为大家做一个详细的说明。



特別入学考試制度中，有“特別考試措施”和“特別入学名額”两个制度。

所谓“特別考試措施”，是指在和一般的考生一起参加高中入学考試时可以利用的某种特別措施。其中包括“延长考試时间”“允许带字典参加考試”“汉字上标假名”“与一般考生分开，在别的教室参加考試”“注意事项用母语注明”“减少考試科目”等，但是“要利用这个制度，有在日本生活年数的限制（比如：来日本后的时间要在三年以内等）”“措施的内容”也因各地政府不同自治体而有很大的差异。在 2018 年的调查中，针对有无特別考試措施的问题，60 个地区里有大约一半的回答是“○”，由此可以了解到是有特別措施制度的。



所谓“特別入学名額”是指，与一般日

本誌では、毎年中国帰国者や外国人の中学生とその保護者のための高校進学・進路ガイダンス情報・奨学金情報等をお伝えしてきました。本号では、中国帰国者の 3 世・4 世が都道府県立高校を受験する場合に知っておくべき、特別入試の現状や注意点についてお知らせします。年度毎の入試情報については、当センターのウェブサイト※で見られます。以下、最新の 2018 年度調査結果に基づいて、詳しく説明しましょう。

特別入試の制度には、「入試特別措置」と「特別入学枠」の二つがあります。

「入試特別措置」とは、一般入試を一般受験者と共に受験する際に何らかの特別措置が受けられるというものです。「受験時間の延長」「辞書の持ち込み許可」「漢字にルビを付ける」「別室受験」「注意事項の母語表記」「教科減」などが認められていますが、「措置を受けるための滞日年数制限（例：来日してから年数が 3 年以内等）」、「措置の内容」は自治体によって大きく異なります。2018 年の調査では、60 地域のうち約半数の地域において、回答が“○”となっており、措置の制度があることがわかっています。

「特別入学枠」とは、日本人の一般受験者とは別の枠で、中国帰国生徒等や外国人生徒を対象とした入学人数枠があり、一般の入試とは異なる特別な試験を受けられる制度のことです。一般受験者より受験科

本考生不同的招生名额,有一个以中国归国学生等的外国籍学生为对象的招生名额,是一种可以参加与一般入学考试不同的特别选考制度。与一般考生相比,减少考试科目,或是实施完全不同的考试(只有作文和面试等)。像这样设置了“特别入学名额”的地区,与实施“特别措施”的地区相比还是很少的。在 2018 年度的调查中,回答对中国归国学生设置了“特别入学名额”的地区有 17 个地区,对外国人学生设置的也只有 17 个地区(实施这两个制度的地区并非完全相同)。而且,在“在日本生活的年数的限制”“有名额的学校数”“招生名额”“考试内容”等条件上,也因地区不同而有很大的差异,各个地区录取人数也有差别。

上述的特别考试制度,需要具备什么样的资格才能利用呢? 归国者第三、四代的话,有以下三种可能性。

- ①中国归国学生考试→以前被称为“引扬生徒”等,是指遗华日本人、库页岛遗留日本人的第二、三代,不包括第四代。
- ②外国人学生考试→外国籍学生
- ③海外归国学生考试→也就是被称为“归国子女”的学生,是指具有日本国籍,因为家长在海外工作等原因,常年生活在日本以外的国家的学生。

并非所有的地方政府都会有分别针对以上①~③的特别考试制度,地方政府不同,“只有针对②的制度”“①和②的特别考试制度都有,具体实施内容有差异”等,具体实施状况差异很大。因为特别入学考试的名称也没有被统一起来,可以利用的对象以及资格也有必要向各地政府进行确认。

比如说,现在阅读这篇报道的读者中,想必很多人正在收集有关第四代的考试信息吧。如果是第三代的话,还有可以利用制度①的可能性,但是如果是在日本出生的场合,几乎在所有的地区都不能利用特别考试

目的数を少なくしたり、全く別の試験(作文と面接だけなど)を実施したりします。このような「特別入学枠」を設けている自治体は「特別措置」に比べてかなり少なく、2018 年度調査では、回答が“○”となっているのは、中国帰国生徒で 17 地域、外国人生徒で 17 地域(この二つの実施地域は完全一致ではない)のみです。しかも“滞日年数制限”“枠のある学校数”“定員”“試験内容”が自治体によって大きく異なり、合格者数にも開きがあります。



上述した特別入試制度は、どのような資格があれば利用できるのでしょうか。帰国者 3 世 4 世の皆さんの場合は、以下の三種類の可能性があります。

- ①中国帰国生徒入試→以前は「引揚生徒」等と呼ばれていたもので、中国・樺太残留邦人の 2・3 世のことを指し、4 世は含まれない。
- ②外国人生徒入試→外国籍生徒
- ③海外帰国生徒入試→いわゆる「帰国子女」と呼ばれていた生徒で、日本国籍を持ち、保護者の海外勤務などのために日本国外での生活が長かった生徒。

すべての自治体において、この①~③それぞれに特別入試制度があるわけではなく、自治体によって“②だけ制度がある”“①と②があり、扱いが異なる”等、状況はかなり異なります。特別入試の名称も統一されていないので、その対象や資格については、個々の自治体に確認する必要があります。

例えば、今この記事を読んでいる皆さんは、4 世の受験について情報を集めていらっしゃる方が多いと思います。3 世であれば、①の制度を利用できる可能性もありますが、日本生まれの場合、利用できない自治体がほとんどです。①の制度がない自治体で②③の制度を援用することもあります。4 世の場合は、中国

制度。在没有制度①的地区，也有参照制度②③进行实施的。第四代の場合，如果是中国国籍的话，还有可以利用制度②的可能性（这个制度也一样，如果是在日本出生的话，也有不能利用的地区）。日本国籍的话，有利用③的可能性。不过，无论是哪种情况，各个政府都有“在日本生活年数限制”等等的各种各样的规定，所以有必要先向各自所在的教育委员会进行咨询确认。

有关 2019 年度的考试信息，在中国归国者支援・交流センターの网站上可以看到。因为都道府县每年度有无“特别入学名额”以及“特别考试措施”等的详细内容都会有所不同，所以在参照网页内容的基础之上，有关各自的条件是否符合考试资格等等的细节，请直接向各自所在的有关服务窗口咨询确认。此外，在实施“升学说明会”的地区，向主办单位咨询的话，也有可用中文对应的场合。

※中国帰国者支援・交流センター网站（主页）

<https://www.sien-center.or.jp>

→ “为归国者提供的有关升学・毕业去向的信息”

→ “全国面向归国学生等的高中考试特别措施的信息”

→ “2018 年調査 通常用 HTML（超文本标记语言，即用于创建网页的标准标记语言）”

※只要点击一览表中的相关自治体名，就会跳到各个自治体的详细信息网页。

※可以从网站的“信息提供事业”的“▼升学・毕业去向信息”检索。

※只有日语版页面。此外，各个都道府县的窗口以及联系方式也都有记载。

籍であれば②の制度を利用できる可能性があり（こちらにも日本生まれだと利用できない自治体があります）、日本国籍の場合は③を利用できる可能性があり。しかし、いずれにせよ、自治体ごとに“滞日年数制限”等様々な規定がありますので、まずは各自治体の教育委員会に問い合わせることが必要です。



2019 年度の入試に関する情報については、中国帰国者支援・交流センターのウェブサイト上で見られます。都道府県や年度毎に、「特別入学枠」や「入試特別措置」の有無等詳細は異なりますので、ウェブサイト参照のうえ、個々の条件が受験資格と合うかなどについては、各自治体の窓口で直接お問い合わせください。また、「進路ガイダンス」を実施している地域では、その主催者に問い合わせると中国語対応可の場合があります。

※中国帰国者支援・交流センターのウェブサイト（ホームページ）

<https://www.sien-center.or.jp>

→ 「帰国者のための進学・進路情報」

→ 「全国中国帰国生徒等の高校入試特別措置情報」

→ 「2018 年調査 通常 HTML」

※一覧表の自治体名をクリックすると、それぞれの詳しい情報のページに飛びます。

※ウェブサイトの「情報提供事業」の「▼進学・進路情報」から検索することもできます。

※日本語ページのみです。また、各都道府県の窓口とその連絡先も載っています。

(O)